

■小野町浄化槽設置指定工事店（町指定順）

（平成 25 年 4 月末日現在）

事業者名	住所	電話番号
(株) 大和田工務店	小野町大字小野新町字中通 130	72-3243
(株) リフレクシダ	小野町大字小野新町字中通 1	72-3141
(有) 遠藤商店	小野町大字小野新町字宿ノ後 16-4	72-2316
(有) 協栄産業	小野町大字谷津作字名馬 56-1	72-2512
(株) ムナカタ総業	小野町大字夏井字午天王 1-2	72-2326
(株) さいとう	小野町大字夏井字浮内 33-1	72-2840

・排水設備工事（居宅から浄化槽までの配管設備など）は、申請者において浄化槽本体工事完了前までに施工しておく必要があります。

・浄化槽本体工事および排水設備工事の竣工検査完了後に使用開始となります。

(5) 使用開始後の管理

・申請者（利用者）は「浄化槽使用料」を納入します。

・町が浄化槽の管理を行います。浄化槽管理者（町）が行う維持管理は次の項目です。

(10人槽以下の例)

- a. 法令に基づく保守点検
年 4 回（浄化槽法第 8 条）
 - b. 法令に基づく清掃（汚泥採取）
年 1 回（浄化槽法第 9 条）
 - c. 法令に基づく検査
年 1 回（浄化槽法第 11 条）
 - d. 申請者に責任のない修繕（故意もしくは過失による修繕は申請者の負担となります）
- ・浄化槽のブロー（送風機）の電気料、清掃に伴う水道料金など

は申請者の負担となります。

事業所・店舗などの浄化槽
（個人設置型浄化槽）

合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成します。

(1) 対象浄化槽

- ・事業所、店舗など事業を営むための建物に接続する合併処理浄化槽（事業用住宅を含む）。
- ・50人槽以下の浄化槽であること。

(2) 工事実施

- ・工事施工に関しては、すべて申請者に行っていただきます。
- ・浄化槽本体設置工事は、建築基準法もしくは浄化槽法に定める浄化槽整備の資格を有する事業者でなければ実施できません。

(3) 設置補助金

- ・補助金を受けるにあたっては事業開始前に町に申請し、決定を受けなければなりません。
- ・事業完了後、小野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要

網の規定に基づき、予算の範囲内で次の金額を補助します。

- ▽5人槽 ≡ 332千円
 - ▽7人槽 ≡ 414千円
 - ▽10人槽 ≡ 548千円
 - ▽11人槽以上
- ≡ 別途ご相談ください。

(4) 管理経費

- ・維持管理経費は、設置者の負担になります。
- ・設置、使用開始後は、浄化槽法の定めによる管理点検、清掃、法定検査を設置者の責任において行わなければなりません。
- ・浄化槽法の規定に基づく管理を怠った場合は過料が課せられる場合があります。

■ 固地域整備課

☎ 7216936